表十五伝統文化と環境福祉の専門学校工業専門課程伝統建築学科（４年制）の項の次に次のように加える。

伝統文化と環境福祉の専門学校文化・教養専門課程陶芸デザイン学科（４年制）	平成二十九年三月一日

表十五新潟情報ビジネス専門学校教育・社会福祉専門課程こども未来学科の項の次に次のように加える。

新潟デザイン専門学校文化・教養専門課程クリエイティブデザイン科	平成二十九年三月一日

表十七専門学校金沢リハビリテーションアカデミー医療専門課程作業療法学科の項及び専門学校金沢リハビリテーションアカデミー医療専門課程理学療法学科の項中「平成十八年三月一日」の下に「（平成二十八年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表二十二専門学校中央医療健康大学校医療専門課程理学療法学科の項の次に次のように加える。

辻村和服専門学校服飾・家政専門課程高等師範科	平成三十年三月一日

表二十二日本建築専門学校工業専門課程建築科の項の次に次のように加える。

沼津情報・ビジネス専門学校専門課程（工業）高度ＩＴビジネス科	平成三十二年三月一日

表二十三名古屋医専医療専門課程看護保健学科の項中「平成二十四年四月一日」の下に「（平成三十一年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表名古屋医専医療専門課程看護保健学科Ⅱの項中「平成二十四年三月一日」の下に「（平成二十八年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

名古屋医専医療専門課程高度看護保健学科	平成三十一年四月一日
名古屋医専医療専門課程高度専門看護学科	平成三十二年三月一日

表二十三ＨＡＬ名古屋コンピュータ総合専門課程ミュージック学科（四年制）の項の次に次のように加える。

ＨＡＬ名古屋デジタル専門課程アニメ・イラスト学科	平成三十二年三月一日

表二十三ＨＡＬ名古屋デジタル専門課程ＣＧ映像アニメーション学科の項中「平成二十五年四月一日」の下に「（平成二十八年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

ＨＡＬ名古屋デジタル専門課程ＣＧ映像学科（４年制）	平成二十八年四月一日

表二十七大阪医専医療専門課程看護保健学科（昼間部）の項の次に次のように加える。

大阪医専医療専門課程高度専門看護学科	平成三十二年三月一日

表二十七大手前栄養学院専門学校衛生専門課程管理栄養学科の項中「平成十八年三月一日」の下に「（平成二十八年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

大手前栄養製菓学院専門学校衛生専門課程管理栄養学科	平成二十八年四月一日

表二十七清風情報工科学院工業専門課程コンピュータ総合学科（４年制）の項中「平成二十三年四月一日」の下に「（平成二十八年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表清風情報工科学院工業専門課程総合コンピュータ学科（４年制）の項の次に次のように加える。

清風情報工科学院工業専門課程デザイン・コンピュータ学科（４年制）	平成二十八年四月一日

表二十三朝日リハビリテーション専門学校医療専門課程理学療法学科（昼間部）の項中「平成二十二年三月一日」の下に「（平成二十八年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の前に次のように加える。

朝日医療大学校医療専門課程理学療法学科（昼間部）	平成二十八年四月一日
朝日医療大学校医療専門課程理学療法学科（夜間部）	平成二十八年四月一日

表二十三朝日リハビリテーション専門学校医療専門課程理学療法学科（夜間部）の項中「平成二十一年三月一日」の下に「（平成二十八年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表専門学校倉敷リハビリテーション学院医療専門課程作業療法学科の項中「平成二十六年四月一日」の下に「（平成二十七年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表三十四朝日医療専門学校福山校医療専門課程作業療法学科（昼間部）の項及び朝日医療専門学校福山校医療専門課程理学療法学科（昼間部）の項中「平成二十一年五月一日」の下に「（平成二十八年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表広島医療保健専門学校医療専門課程作業療法学科の項中「平成十八年三月一日」の下に「（平成二十八年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表広島会計学院電子専門学校「広島会計学院専門学校」を「広島会計学院専門学校」に改め、同表に次のように加える。

福山医療専門学校医療専門課程作業療法学科	平成二十八年四月一日
福山医療専門学校医療専門課程理学療法学科（昼間部）	平成二十八年四月一日

表三十五下関コンピュータビジネス学院工業専門課程情報システム科（４年制）の項中「平成十九年三月一日」の下に「（平成二十八年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表専門学校ＹＩＣリハビリテーション大学校医療専門課程理学療法学科の項の次に次のように加える。

徳山総合ビジネス専門学校商業実務専門課程総合ビジネス学科	平成三十年三月一日

表四十六尚学院国際ビジネスアカデミー教育・社会福祉専門課程こども未来本科（４年制）の項の次に次のように加える。

尚学院国際ビジネスアカデミー文化・教養専門課程公務員・教養本科（４年制）	平成三十年三月一日

表四十六を表四十七とし、表四十から表四十五までを一ずつ繰り下げる。

表三十九専門学校九州リハビリテーション大学校医療専門課程理学療法学科の項の次に次のように加える。

専門学校久留米自動車工科大学校工業専門課程一級自動車工学科	平成二十九年三月一日